

- 1 成果を踏まえた課題認識について
- 2 課題を踏まえた取組や事業の方向性等について

令和7（2025）年2月
川崎市教育委員会事務局

目次

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる……………P. 3

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす……………P. 6

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する……………P. 1 1

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する……………P. 1 4

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する……………P. 1 7

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める……………P. 2 1

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる……………P. 2 4

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める……………P. 2 7

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」を全ての学校で計画的に推進し、全ての子どもに、社会で自立して生きていくための資質・能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

これまでの主な取組成果

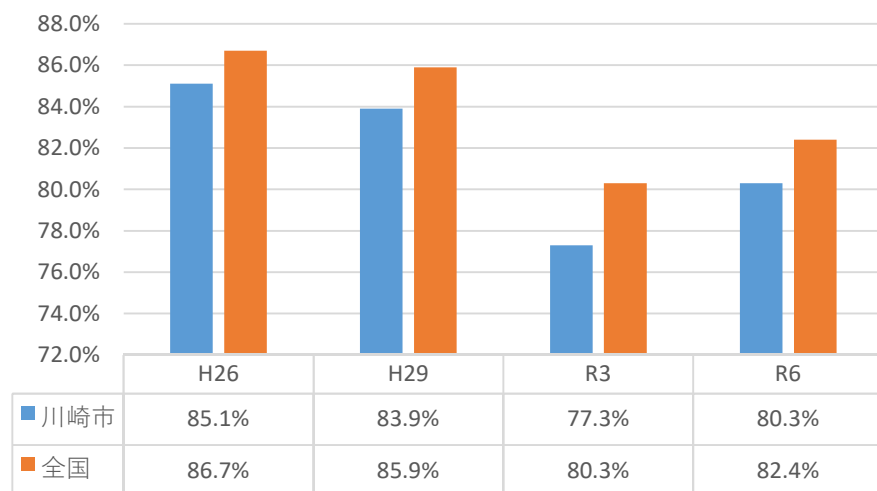
- 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度とともに共生・協働の精神を培う教育の実践が求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として第1期実施計画から重点施策として位置づけ、全ての学校で取り組んできました。
- 平成27(2015)年度から、「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布を開始するとともに、手引きの配布や研修により、教職員の「キャリア在り方生き方教育」への理解を深め、指導体制を構築しました。平成28(2016)年度からは、市立学校全校で全体計画を作成し、児童生徒の自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力、多様性を尊重する態度等を発達の段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」の実践を開始しました。
- 令和2(2020)年度からは、「キャリア・パスポート」を導入し、学校や家庭、地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に活用してきました。
- 令和5(2023)年度からは、「キャリア在り方生き方ノート」にSDGsや市制100周年、かわさきパラムーブメントの内容を追加し、現代的な諸課題に対応する教育実践を推進しました。さらに、「市制100周年記念事業「学校e〜ね★サミット」をキャリア在り方生き方教育に位置付け、全校で取り組む」ことによって、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」の育成に係る教育を充実させました。

基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

今後の課題

- これまでの取組により、各学校の特色を活かした教育活動の実践が増え、内容の充実が図られてきていると考えられる一方で、全国学力・学習状況調査における児童生徒の将来に関する意識に対する質問への肯定的回答割合が全国平均を下回っている状況であり、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 人権意識やコミュニケーション能力、援助希求能力の育成など、社会的自立に向けて必要な資質・能力を再整理して、体系的に示すことが求められています。
- 多様な子どもたちを包摂し、一人ひとりの豊かで幸福な人生を実現できるようにすることが重要であるとともに、子どもたちが社会とつながりながら主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身に付けるためには、情報活用能力の向上と探究的な学びの充実を一体的に考えたり、キャリア・パスポートの活用やかわさき共生*共育プログラムによる豊かな人間関係づくり等を一体的に捉えたりしながら実践していくことが必要となります。

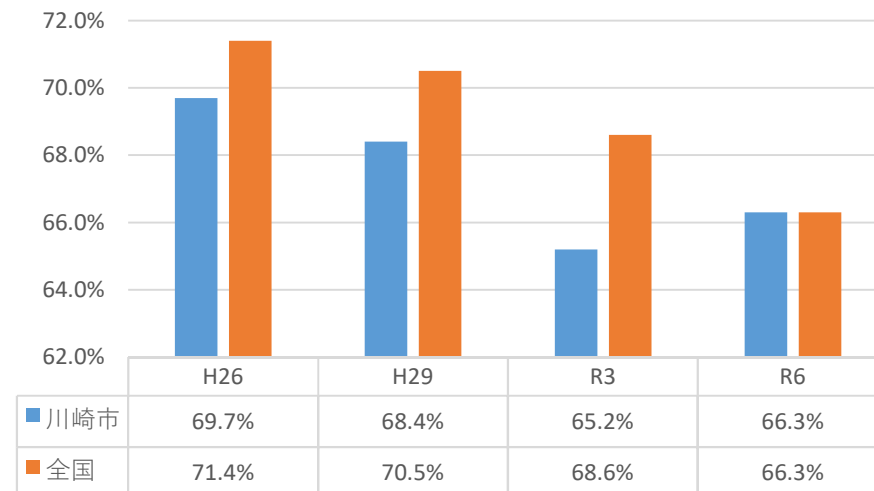
図1 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合（小学6年生）



※出典：「全国学力・学習状況調査」

■ 川崎市 ■ 全国

図2 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合（中学3年生）



※出典：「全国学力・学習状況調査」

■ 川崎市 ■ 全国

基本政策 I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

事務事業の構成

キャリア在り方生き方教育推進事業

将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

政策目標

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることを目指します。

これまでの主な取組成果

- 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、誰もが自分らしく生き、共に支え合う未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現に向けて、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」を育てています。
- 令和2(2020)年度から始まった現行学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践を目指した授業改善を進め、児童生徒が主体的に学習活動に取り組み、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等が確実に身に付けられるよう取り組んできました。また、令和5(2023)年度からは、市学習状況調査の対象者を市立小・中学校及び市立聾学校の6学年（小学4年生～中学3年生）に拡充し、そのデータを活用することで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの改善・充実に役立てています。
- 令和2(2020)年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3(2021)年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図りながら、児童生徒のICTスキルや情報モラル等の向上、各教科等での「主体的・対話的で深い学び」の実現など、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組みました。
- 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、市内3か所に学校給食センターを整備し、平成29(2017)年度中に全ての中学校で完全給食を実施しました。
- 市立高等学校において、社会状況等の変化に柔軟に応えるとともに、教育内容の充実や開かれた学校づくり等を着実に推進するため、令和2(2020)年2月に「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」を策定し、計画に基づきながら魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進してきました。

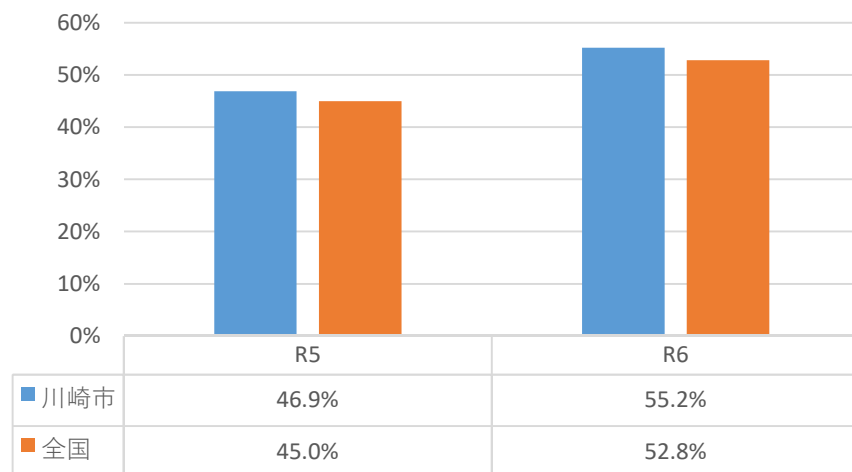
基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

今後の課題

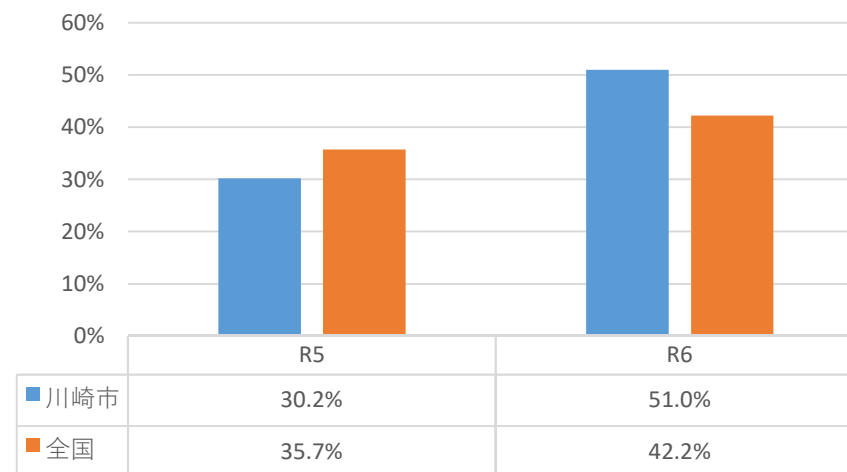
- 変化が激しく将来の予測が困難な時代を自らの力で生き抜いていくために必要な資質・能力を身に付けるためには、子どもたちが主体的に「自分（たち）で考え、解決していく学び」に取り組む必要があります。
- 時代の変化に伴い、児童生徒の学習方法は多様化しており、ICTも含んだ個別最適な学びの充実を図るために、児童生徒一人ひとりの理解度等に応じた学び方に関する研究や少人数での学習など指導体制に関する研究が求められています。市学習状況調査結果の活用方法や各学校の実践好事例を周知することにより、市全体のきめ細かな指導の充実を図っていく必要があります。
- 国においては、情報活用能力の育成や教員のICT活用指導力の向上、教育データの分析・利活用の推進等が求められており、本市においても「かわさきGIGAスクール構想」の推進とともに、データの可視化など、更に教育データの利活用をしやすいしていくための環境構築を行い、教育データの利活用を前提とした一人ひとりの理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる教員の指導改善に向けた学校支援を進めていく必要があります。

図3 「児童が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」という質問で「ほぼ毎日」、「週3回以上」と回答した割合（小学6年生）



※出典：「全国学力・学習状況調査」

図4 「生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」という質問で「ほぼ毎日」、「週3回以上」と回答した割合（中学3年生）



※出典：「全国学力・学習状況調査」

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

今後の課題

- 本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、人権尊重教育を全ての教育活動の基盤として位置づけ、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力向上に取り組んできましたが、今後更に推進していく必要があります。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いものである一方で、生徒のバランスのとれた生活や成長、教職員のワーク・ライフ・バランス等に配慮することを求められており、今後の部活動の在り方について検討を進める必要があります。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本市の体力合計点を全国と比較すると、全国平均を下回っていることから、児童生徒の体力向上に向けた取組の推進が引き続き求められてます。
- 引き続き「健康給食」を推進するとともに、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進する必要があります。また、学校給食の質を維持するとともに、今後も安全・安心で美味しい学校給食を安定的に提供できるよう、給食物資調達のより効果的で安定的な手法や、保護者や子どもたちのニーズを踏まえた学校給食の充実に向けて、検討を進める必要があります。
- 魅力ある高等学校教育の推進に向けて、少子化に伴う対応や生徒のニーズを踏まえた課程や学科の在り方など、各市立高等学校において社会状況の変化やニーズに対応した教育を進める必要があります。

図5 体力合計点の全国との比較（令和6年度）

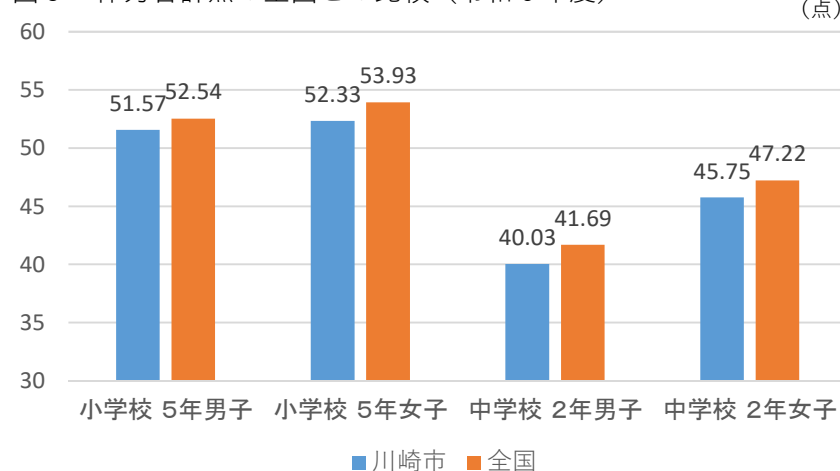
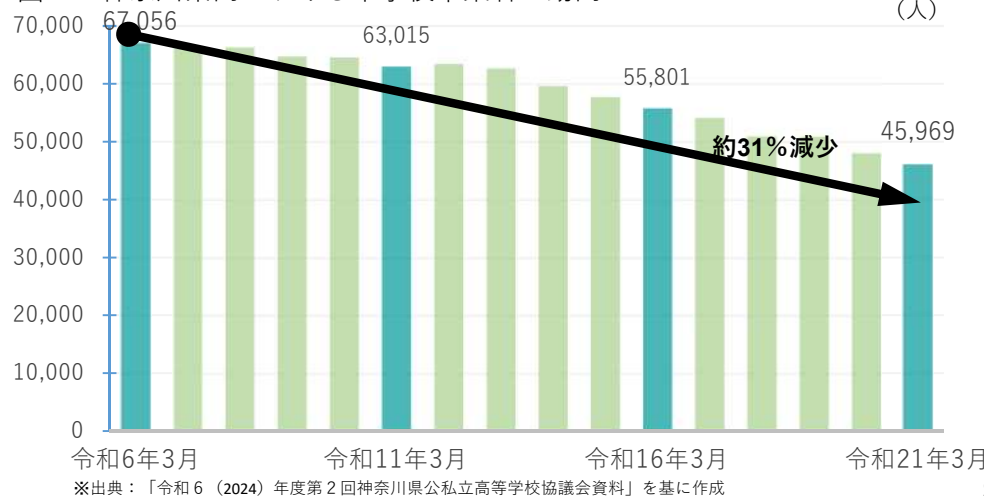


図6 神奈川県内における中学校卒業者の動向



基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業の構成

学力調査・授業改善研究事業

子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。

きめ細かな指導推進事業

習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。

英語教育推進事業

外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。

理科教育推進事業

理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。

学校教育活動支援事業

教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。

道徳教育推進事業

児童生徒が、生命を大切に作る心や他者と協調し他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、「特別の教科道徳」を要として、学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。

読書のまち・かわさき推進事業

子どもから大人までが読書に親しめるよう、様々な読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。

子どもの音楽活動推進事業

音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。

人権尊重教育推進事業

「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。

多文化共生教育推進事業

子どもたちの異文化理解と相互尊重を目指した学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。

子どもの体力向上推進事業

児童生徒の健全な心身の育成を目指し、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。

健康教育推進事業

健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。

健康給食推進事業

児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。

教育の情報化推進事業

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

事務事業の構成

かわさきGIGAスクール構想推進事業

「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。

魅力ある高校教育の推進事業

「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育＊）を学校教育全体で推進します。

これまでの主な取組成果

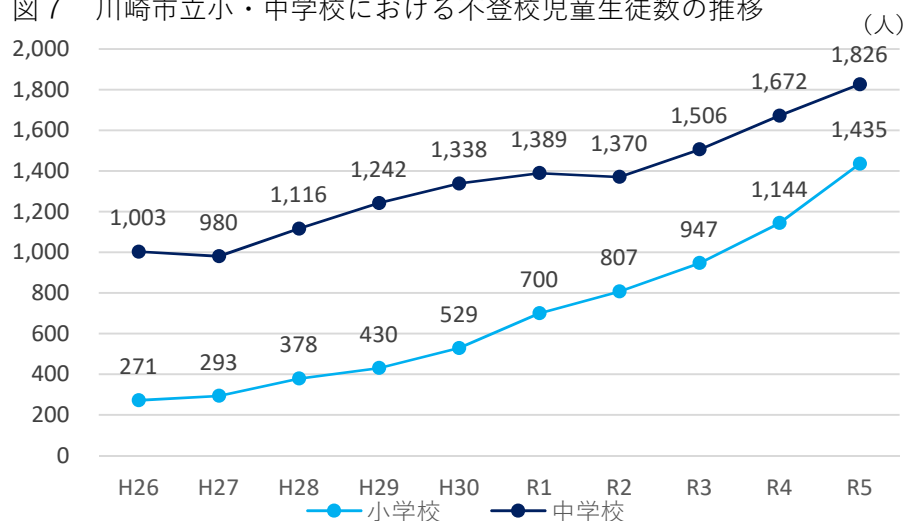
- 本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、特別支援教育の更なる充実を図るとともに、教育的ニーズのある全ての児童生徒を対象として支援教育を推進してきました。
- これまで本市では、障害のある児童生徒の増加に対応して、様々な支援スタッフの配置や教育環境の整備などを行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行ってきました。医療的ケアについては、田島支援学校を本市の医療的ケアの拠点校と位置付け、正規の看護師を配置するとともに、地域の小中学校等においても適切に看護師を配置し、児童生徒の状況に応じた支援を進めてきました。また、小中学校に通う比較的軽度の障害のある児童生徒に対して支援を行う通級指導教室についても、令和4(2022)年度から、小学生を対象に巡回による指導を開始し、これまで支援を受けることができなかった児童を支援につなげました。
- 幅広い教育的ニーズに対応するため、「チーム学校」による支援体制を構築してきました。校内支援の中心的な役割を担う支援教育コーディネーターについては、平成29(2017)年度には全ての小学校において、令和4(2022)年度には全ての中学校において配置し、各学校における包括的な児童生徒の支援体制を整備しました。また、スクールカウンセラーについては、段階的に増員するとともに、令和5(2023)年度までに小学校及び特別支援学校において定期派遣に切り替えるなど、スクールカウンセラーによる専門的相談支援の充実を進めてきました。さらに、スクールソーシャルワーカーについては、各区複数配置を進め、関係機関等と連携した支援を進めてきました。
- 令和6(2024)年7月、不登校児童生徒数が増加している現状等を踏まえ、「不登校対策の充実に向けた指針」を策定し、本市の不登校対策を総合的に推進してきました。
- 全ての学校で「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を進めるとともに、平成26(2014)年度に策定した「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校在学が方針を定め、教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめ・不登校の早期発見、初期対応を図っています。

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

今後の課題

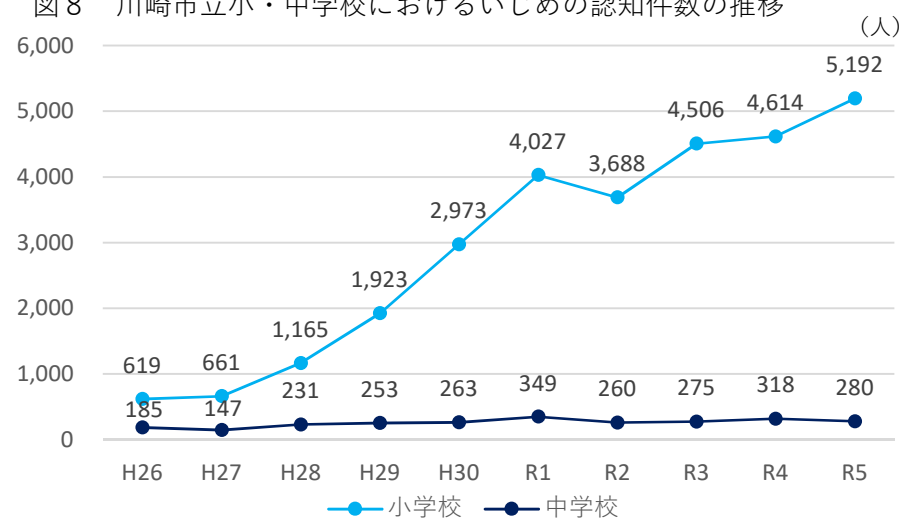
- 本市では、障害のある児童生徒の増加や多様化が進んでいます。特に、小中学校の特別支援学級においては、在籍者が急増しており、この10年間で約1.8倍となっています。また、特別支援学校における施設の分散化等による学校運営上の課題や高等学校を含む通常の学級における様々な教育的ニーズのある児童生徒への対応など、更なる支援の充実が求められています。今後も、インクルーシブ教育システムの構築に取り組み、障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた取組を推進する必要があります。
- 近年、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加しており、令和5(2023)年度の不登校児童生徒数は、小学校では1,453人、中学校では1,826人となり、ともに過去最多となっています。今後、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、市長部局や関係機関・団体と連携を図りながら、総合的な不登校対策の取組を進める必要があります。
- 令和5(2023)年度のいじめの認知件数については、中学校では280件となっており、前年度と比べ減少していますが、小学校では5,192件となっており、前年度から578件増加しています。いじめに対しては、全教職員が、どこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題である認識を深め、「いじめを許さない」姿勢を示し、いじめの起きにくい学校の風土づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見及び迅速かつ適切な対応が組織的にできる各学校の体制づくりへの支援を進める必要があります。

図7 川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移



※出典：「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

図8 川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数の推移



※出典：「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業の構成

特別支援教育推進事業

「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。

共生・共育推進事業

豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定＊」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。

児童生徒支援・相談事業

不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。

教育機会確保推進事業

不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。

海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業

学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。

就学等支援事業

就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

これまでの主な取組成果

- 子どもたちが安全・安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保する取組を進めてきました。また、良好な教育環境の確保に向けた取組を推進してきました。
- 学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図ることを目的として、平成26(2014)年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、計画的に施設整備を進めており、令和7(2025)年3月末時点で、校舎56校、体育館79校の予防保全及び再生整備を行いました。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ快適化については、優先して整備を進め、令和4(2022)年度までに全校完了しました。また、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和6(2024)年度末までに171校でエレベータ設置を行いました。
- 児童生徒数の推計等を踏まえ、35人学級への対応や開発動向等に伴う地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施しました。小杉駅周辺地区及び新川崎地区の大規模な集合住宅の開発に伴う児童増加に対応するため、令和元(2019)年度には小杉小学校、令和7(2025)年度には新小倉小学校をそれぞれ開校しました。
- スクールガード・リーダー（25名）や地域交通安全員（99か所）を配置し、登下校時の交通事故など地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しています。また、毎年7校の学校防災教育研究推進校を指定し、取組事例の共有等による学校の防災力の向上を図っています。

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

今後の課題

- 限られた財源の中で、効率的・効果的な教育環境の改善を図るためには、「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図ることが必要です。老朽化した設備等が更新時期を迎えることから、計画的に設備再生を進める必要があります。
- 昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や災害の発生状況等を踏まえ、体育館等における空調設備の整備に向けた取組を進める必要があります。
- 近年増加している大規模自然災害の発生に備えて、地域とも連携しながら発達段階を考慮した防災教育を進めていく必要があります。

図9 川崎市立学校における築後経過年数（令和6年5月時点）

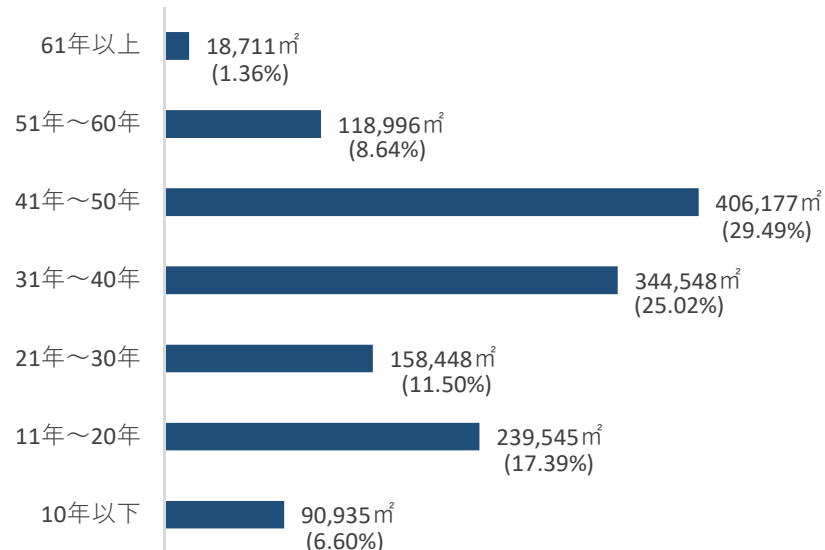
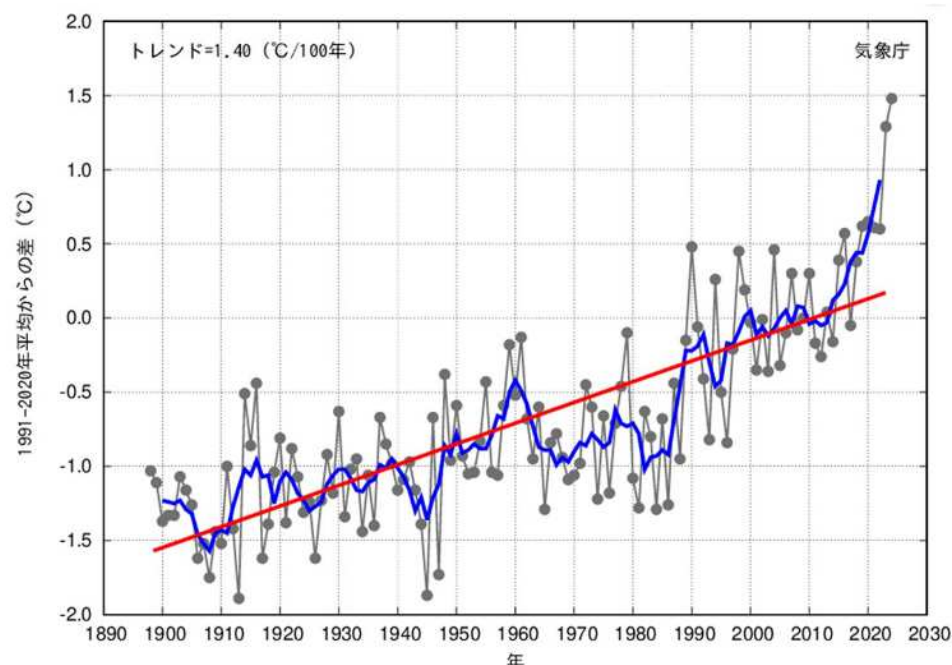


図10 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2024年）



※出典：気象庁HP（https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html）から作成

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

事務事業の構成

学校安全推進事業

スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。

学校施設長期保全計画推進事業

既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。

学校施設環境改善事業

教育環境の向上を目指し、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。

学校施設維持管理事業

学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。

児童生徒数・学級数増加対策事業

児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

政策目標

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

これまでの主な取組成果

- 学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、教職員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進めるとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めてきました。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進してきました。
- 平成29(2017)年4月の法令改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことなどを踏まえ、令和7(2025)年度までの全校設置を目指して設置準備を進め、令和7(2025)年3月末時点で、全市立学校の約8割に当たる136校に学校運営協議会を設置しました。
- 平成29(2017)年度に実施された県費負担教職員の市費移管に伴い、市立小中学校等における教職員の給与等の負担や、学級編制基準、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲され、全小学校への児童支援コーディネーター（現支援教育コーディネーター）の専任化や特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能の強化、習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実など、効果的な教職員配置に向けた取組を進め、より本市の実情に即した学校運営を進めてきました。
- 教員採用試験において、大学3年生を対象とした試験制度の導入や大学推薦の対象者の拡大など、優秀な人材の確保に向けた取組を推進するとともに、教職員のライフステージに応じた研修やGIGA端末を効果的に活用した研修など、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制を構築してきました。

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

これまでの主な取組成果

- 教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、平成31(2019)年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、総合的に方策を進めてきました。さらに、学校を取り巻く環境や当初の取組期間の取組状況を踏まえ、令和4(2022)年3月には、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、教育職員の働き方改革の全国共通の上限とされた「国の指針に基づき規則上定めた時間外在校等時間の上限」を掲げ、新たに「取組期間の目標」を定めるとともに、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行できる状態を目指すこととし、働きやすさに関する質的な目標も新たに定め、学校における業務改善・支援体制の整備や学校を支える人員体制の確保などの教職員の負担を軽減する取組を進め、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を進めてきました。

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

今後の課題

- 教員の定数は、35人学級化や特別支援学級の児童生徒数の増加等により、平成29(2017)年度以降増加していることに加え、若年層の教員が増え、産育休取得者等が増加傾向にある一方で、全国的な教員不足の影響等により、それらの代替教員となる臨時的任用教員の担い手が減少している結果、人材の確保（特に年度途中の産育休取得者等の代替教員の確保）が困難となっており、教員不足が生じています。今後も質の高い教育を進めていくためには、安定的な人材確保が必要不可欠であり、「人材確保策の強化」と、教員が働きやすい「環境改善」を両輪で進めていく必要があります。
- 令和5(2023)年度に実施した「川崎市立学校教職員勤務実態調査」では、国の指針に基づき規則上定めた時間外在校等時間の上限である「月45時間」を超える割合が、小学校では33.1%、中学校では62.4%と、教員の時間外在校等時間が依然として高い水準にあることが明らかになりました。また、令和5年度に教員に実施した「意識調査アンケート」では、いずれ校種においても、「授業」についてはやりがいを感じる一方で、「授業準備」により時間をかけたいと感じているということが明らかになりました。今後、これらの状況を踏まえ、教員が働きやすい仕組みづくりや環境整備を進めていく必要があります。

図11 市立学校における教員の未充足数（令和4・5・6年度比較）

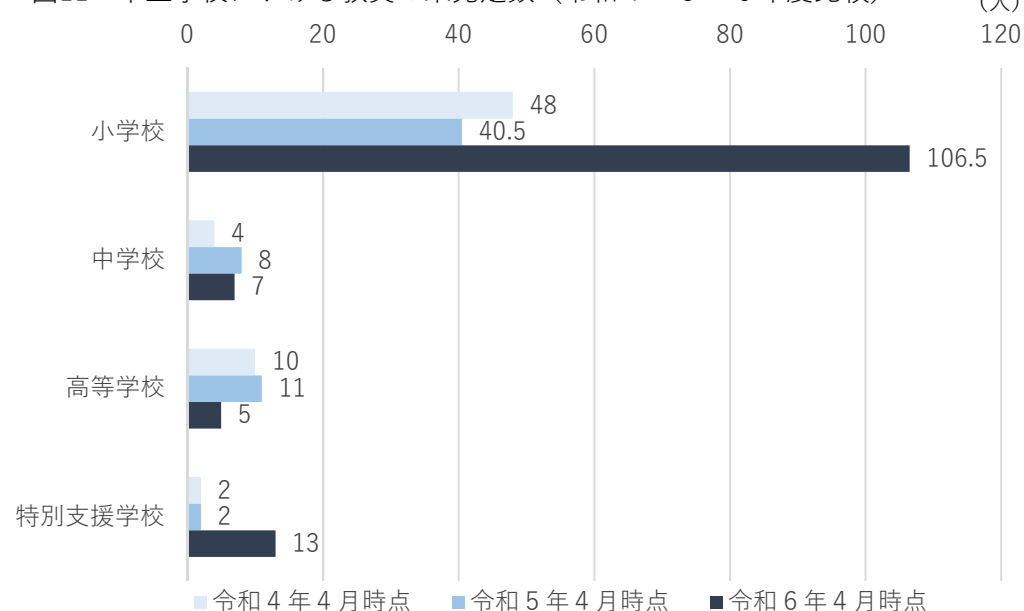
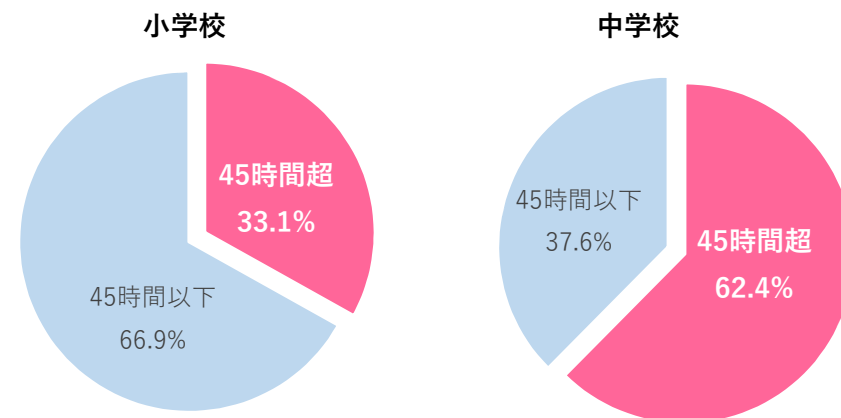


図12 時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合（令和5年度平均）



基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

事務事業の構成

学校業務マネジメント支援事業

「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。

地域等による学校運営への参加促進事業

学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業

地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。

教職員研修事業

子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教職員やミドルリーダーとなる中堅教職員の資質・能力の向上を図ります。

教職員の選考・人事業務

施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。

教育研究団体補助事業

校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

政策目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

これまでの主な取組成果

- 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻く様々な社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めてきました。
- 地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むとともに、子どもと大人、大人同士が顔の見える関係の中で地域でいきいきと活躍できるよう、地域と子どもたちが交流できる地域の寺子屋を平成26(2014)年度にスタートさせ、令和7(2025)年3月末時点では、全小中学校のうち99か所（見込）に開講しました。また、令和6(2024)年度には、毎年度開催している地域の寺子屋推進フォーラムで、将来を担う若い世代でも寺子屋の担い手となれる可能性の提示や若い世代の視点での寺子屋の魅力発信を行いました。
- 身近な学びの施設である市民館において、子育て等に関する学びを提供するとともに、身近な地域の団体・グループと知り合う機会として、地域のつながりづくりにつながるよう家庭教育に関する学級・講座を実施したほか、PTAによる家庭教育学級開催の支援、企業等や地域団体との連携による家庭教育支援講座の実施など、多様な主体と連携して、家庭教育に関する気軽に参加しやすい学習機会を提供し、参加者の家庭教育等に関する悩みや不安の解消につなげました。
- 家庭・地域・学校が連携して、子どもたちがいきいきと育つまちづくりを目指す地域教育会議では、学校だけでは経験する機会の少ない地域交流や様々な体験活動の提供などを行うとともに、令和2(2020)年度から地域学校協働活動を中心的に推進する役割を加え、多くの地域住民や保護者が関わりながら「学校を核とした地域づくり」を進めました。

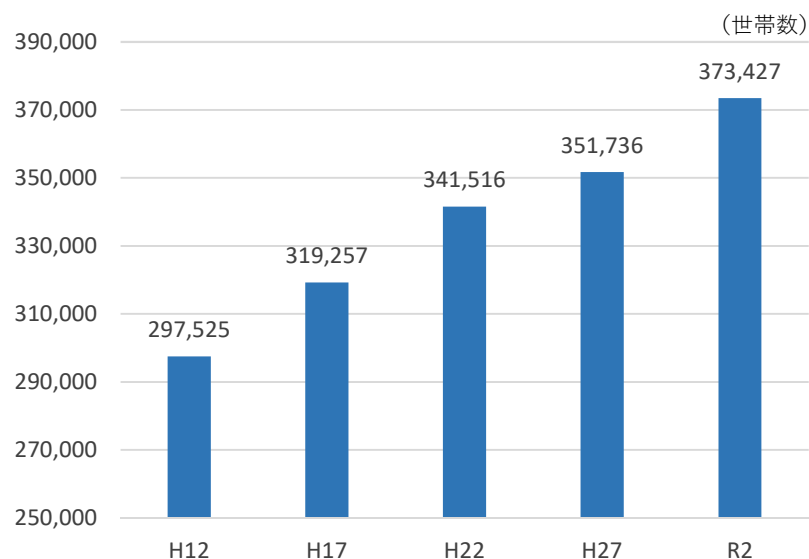
基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

今後の課題

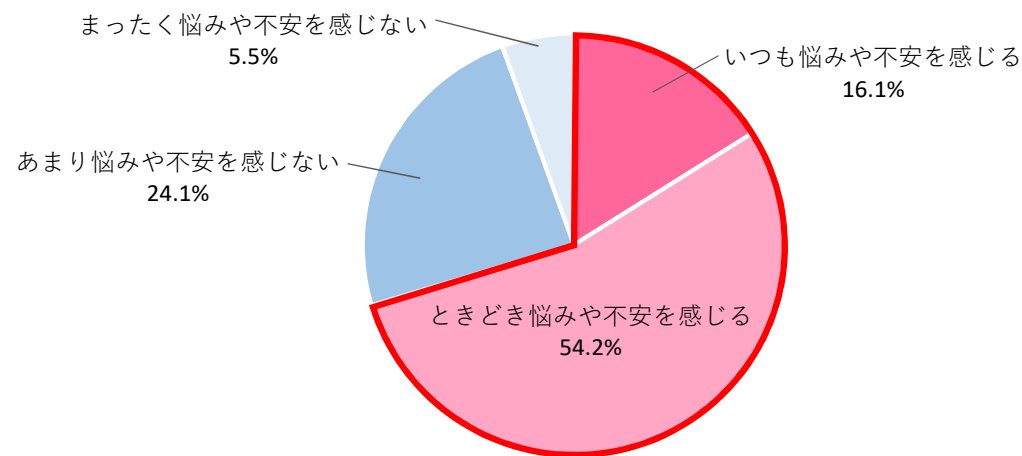
- 将来の予測が困難な時代を生き抜いていくために、多様な市民がそれぞれの強みを活かして学び合うことが、ますます重要になっていきます。子どものいきいきとした育ちの中に、大人も楽しく関われるよう、家庭教育と地域教育が学校教育とも連携しながら、学びの輪を広げていく必要があります。
- 核家族化の進行や地域のつながりの変化により、家庭が子育てにおいて抱える悩みや課題は多様化しており、地域で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る仕組づくりが必要です。市民館における家庭教育に関する学習機会の提供や、P T A 家庭教育学級開催の支援に引き続き取り組むとともに、企業や地域団体等との連携による出前講座など幅広く学習機会を提供するための手法や学習形式の工夫などにより、学びの機会を拡充する取組が求められています。
- 地域の寺子屋については担い手の確保が課題であることから、未開講の多いエリアにおいて、事業概要の説明や寺子屋参加の後押しを行うとともに、フォーラム開催等の広報展開を強化し、地域人材の掘り起こしを行うなど、担い手の拡大を進める必要があります。

図13 核家族世帯の推移（市）



※出典：国勢調査から作成

図14 子育てに悩みや不安がある人の割合（国）



※出典：令和5年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」（文部科学省）から作成

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

事務事業の構成

家庭教育支援事業

子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

地域における教育活動の推進事業

地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。

地域の寺子屋事業

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

政策目標

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

これまでの主な取組成果

- 活力ある豊かな地域をつくるため、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組みました。また、地域の様々な人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めています。
- 社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくため、令和3(2021)年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館の推進を図りながら、学びと活動を通じたつながりづくりを進めています。また、令和4(2022)年8月には、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定し、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、市民館全館及び図書館8館に指定管理者制度の導入を進めることとし、令和7(2025)年4月から中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館において指定管理者による運営を開始しました。
- 令和6(2024)年10月から、非接触・非来館型の新たな図書館サービスとして、24時間365日、家でも外でもパソコンやスマートフォン、タブレット等を使って、電子書籍を利用できる「かわさき電子図書館」を本格実施しました。
- 学校教育に支障のない範囲でより多くの市民が学校施設を活用するため、令和6(2024)年2月に「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定し、①もっと使ってもらう、②使いやすくする、③みんなで使うの3つを基本コンセプトとしました。令和6(2024)年度に学校施設を利用する際の制度や手続の整理・統合、持続可能な運営体制への順次移行や使用料の見直し等を行った上で、令和7(2025)年4月から全校で予約システム及びスマートロックによる運用を開始しました。また、子どもたちが自身の通う小学校の校庭で放課後にボール遊びをする等、自由にのびのび遊べるように、令和6(2024)年度から全小中学校で放課後の校庭開放を実施しています。²⁴

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

今後の課題

- 市民館・図書館の魅力ある空間づくりや身近な地域での学びの場づくりなど、引き続き「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を進め、生涯学習の振興を図っていく必要があります。また、市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かせるよう、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、個人の学びの成果を地域に還元する取組を推進していく必要があります。
- 市民館・図書館への指定管理者制度の導入を適切に進め、指定管理者に本市が培ってきた知識を継承し、これまでの取組を確実に継続するとともに、民間事業者のノウハウやマンパワーを活用し、生涯学習の取組を更に発展させる必要があります。
- 学校施設の開放については、令和7(2025)年度からの新たな制度や手続、運営体制による運用が円滑に行われるよう引き続き丁寧に取り組を進めるとともに、より多くの活用を促進するために、開放可能な特別教室等を新たに開放していく必要があります。また、小学校における放課後の校庭開放については、工事等の都合で令和6(2024)年度までに実施できなかった学校での実施、及び各学校でのルール更新のための支援を継続する必要があります。
- 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備や、教育文化会館の労働会館への移転・整備、幸市民館・図書館の改修など社会教育施設等の施設及び設備の老朽化への対応を進め、市民の学びの場の充実を図る必要があります。

図15 教育文化会館・市民館・分館の施設利用率

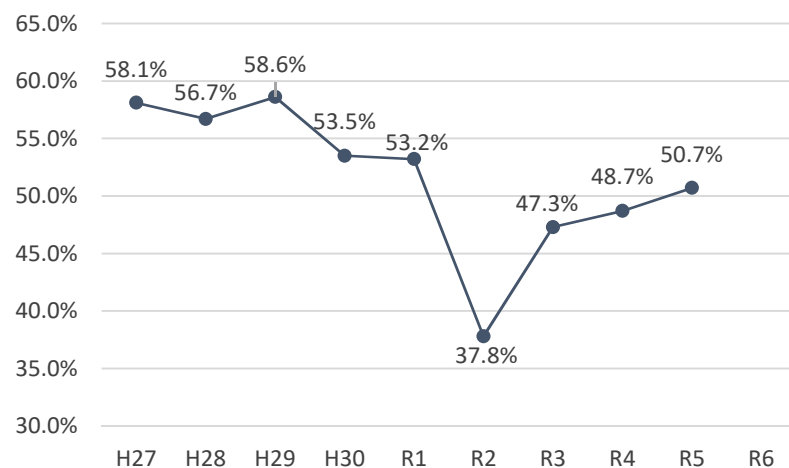
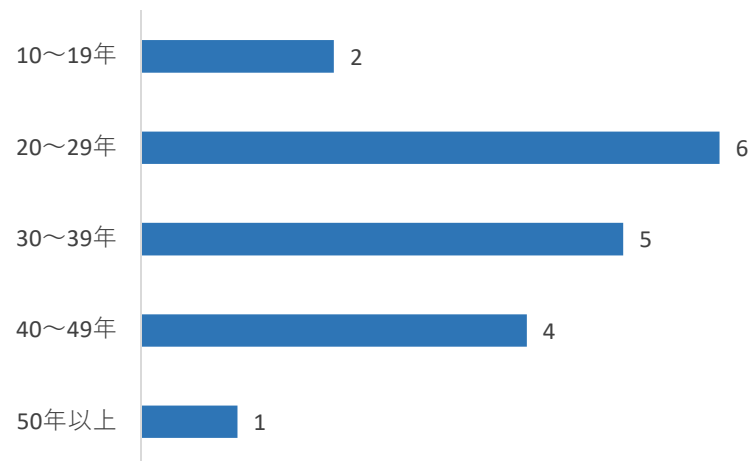


図16 市民館・図書館の築年数別施設数（令和7年4月現在）



基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

事務事業の構成

社会教育振興事業

教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

図書館運営事業

市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営を目指します。

生涯学習施設の環境整備事業

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

社会教育関係団体等への支援・連携事業

生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設の更なる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

これまでの主な取組成果

- 平成25(2013)年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する関心が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進してきました。
- 市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群を市民共有の財産として将来にわたり保存・活用していくため、平成29(2017)年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定し、市民が参加する各種活用事業を実施するとともに、平成30(2018)年度には、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定し、史跡の保存整備を進めています。令和6(2024)年度には、全国で初めて飛鳥時代の倉庫を復元した「橘樹歴史公園」をオープンしました。
- 平成29(2017)年度に、「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人にその価値を伝えていくことを目指し、「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、市民とともに地域の文化財の掘り起こしを進めています。
- 令和5(2023)年度に、「川崎市文化財保護活用計画」の計画期間満了に伴い、新たに「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和6(2024)年7月に文化財保護法に基づき文化庁長官の認定を受けました。これにより、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組により、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めています。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めています。

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

今後の課題

- 生活様式や価値観の変化にともなう地域での文化財の保存活用の担い手の減少など、文化財を取り巻く環境を踏まえながら、自分たちの地域の文化財をどのように伝えていくか、様々な主体との連携を通じた保存活用を図りながら、歴史や文化を活かしたまちづくりに寄与していくことが求められています。
- 橘樹官衙遺跡群については、令和6(2024)年度にオープンした歴史公園を、市民の利用に供するため、適切に維持管理を行う必要があるとともに、今後も公有地化した土地を含め、市民共有の財産である史跡の整備・活用が必要となることから、整備計画の見直しや活用事業の実施等を行っていく必要があります。
- 本市では、平成28(2016)年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアは様々な文化財保護・活用事業で活躍していますが、今後も市民ボランティアの育成に努めるとともに、こうした地域人材と協働して文化財の保存・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが求められています。
- 博物館では、令和4(2022)年の博物館法の改正により、地域との連携により、文化観光等地域の活力向上への貢献が博物館の事業として位置付けられたことから、より一層の若年層や外国人等多様な来館者への価値の提供を行っていくとともに、デジタル社会への対応の取組を進めていくことが求められています。

図17 市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数

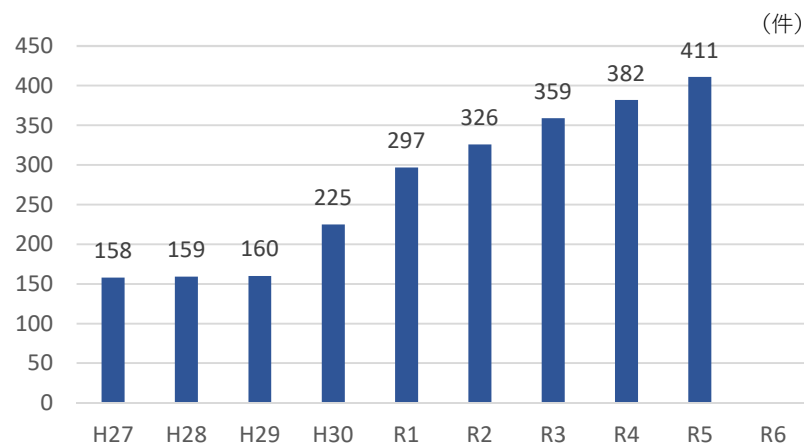
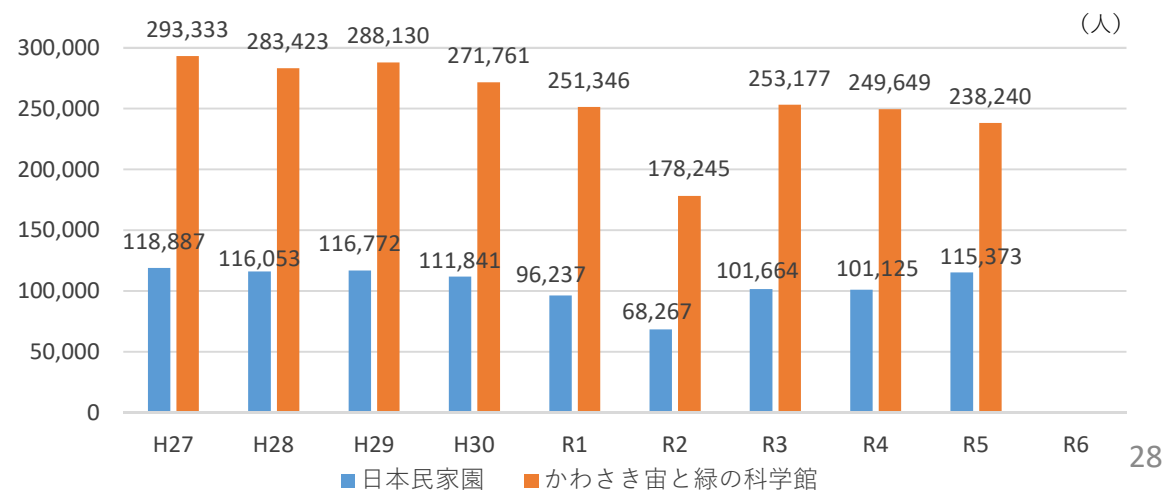


図18 日本民家園、かわさき宙と緑の科学館の年間入園(館)者数



基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

事務事業の構成

文化財保護・活用事業

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橘樹郡家跡と影向寺遺跡）の保存整備・活用・調査研究を進めます。

日本民家園管理運営事業

国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。

青少年科学館管理運営事業

自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。